

誘導施設の休廃止届出書

令和 12年 11月 10日

吉岡町長様

届出者 住所 吉岡町大字下野田560番地

氏名 株式会社〇〇 代表取締役 ×× ××

連絡先 0279-△△-△△△△

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の(休止・**廃止**)について、下記により届け出ます。

記

1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

スーパー〇〇 店舗

吉岡町大字下野田字〇〇×××番

2 休止(廃止)しようとする年月日

令和 12年 12月 12日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止(廃止)に伴う措置

(1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

当該建築物を存置するが、使用予定は未定。使用する見込みがたつまでは、適正に管理する。

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。